

令和6年度飯南町監査計画

第1. 実施方針

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）にあたっては、本町を取り巻く内外の諸状況を勘案し、町民の視点に立って、飯南町監査基準に基づき下記のとおり実施する。

- (1) 事務事業や予算の執行が法令等に則り、適正に処理されているかという合规性の観点から行う。
- (2) 所期の目標を達成しているかという有効性、経費に見合うだけの成果をあげているかという効率性の観点から行う。
- (3) 監査結果を広く公表することにより、本町行政の透明性と信頼性を高める。

第2. 監査計画

令和6年度に実施する監査等は次のとおりとする。

1 監査

(1) 定期監査

町の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、あるいは、町の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

必要に応じ、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物などの維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施する。

ア 対 象

- ① 一般会計
- ② 特別会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険サービス事業特別会計）
- ③ 公営企業会計（病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計）

(2) 行政監査

監査委員が必要と認めたとき、本町の事務又は事務事業の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。行政監査は、定期監査、例月出納検査の際に補完的監査として実施する

ア 対 象

- ① 一般会計
- ② 特別会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険サービス事業特別会計）
- ③ 公営企業会計（病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計）

（3） 財政援助団体等に対する監査

財政援助を与えている団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

（4） 公金の収納又は支払い事務に関する監査

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき、公金の収納又は支払いの事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。

（5） 請求又は要求に基づく監査

住民監査請求、議会の要求の基づく監査、町長の要求に基づく監査等があった場合、その都度判断し対応する。

ア 対 象 請求又は要求事項

2 検査

（1） 例月出納検査

会計管理者、公営企業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表の係数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて実施する。また、支出伝票について、財務規則等に基づき適正に事務処理されているかを確認する。

ア 対 象

- ① 一般会計
- ② 特別会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険サービス事業特別会計）
- ③ 公営企業会計（病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計）

3 審査

(1) 決算審査

決算その他関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを審査する。また資金運用及び財産管理の状況について審査する。

ア 対 象 (令和5年度決算)

- ① 一般会計
- ② 特別会計 (国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険サービス事業特別会計)
- ③ 公営企業会計 (病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計)

(2) 基金の運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の係数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているかどうかを審査する。

ア 対 象 定額基金運用状況

(3) 普通会計の財政健全化審査

健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の係数が正確であるか、比率が適正であるかを審査する。

ア 対 象 財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(4) 公営企業会計の経営健全化審査

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の係数が正確であるか、比率が適正であるかを審査する。

ア 対 象 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 監査等の実施予定時期

監査等の実施予定時期は、別紙「令和6年度月別監査等実施予定表」のとおりとする。

5 監査等の報告・公表

監査等の結果については、法令に基づき町長・議会等に報告する。

また、公表は告示に併せ、飯南町ホームページで公表する。